



## 市東さんの農地裁判 傍聴のために

耕作権裁判 第14回口頭弁論 千葉地裁民事2部 (2010.2.1)

# さらに徹底追及！ 「藤崎メモ」のデタラメ

## NAA、第6条（不在地主）違反でも破たんあらわ

耕作地の明け渡しを求めるNAA(成田空港会社)を相手に、市東さんが闘う3つの裁判(耕作権裁判、農地法裁判、行政訴訟)が、NAAをますます追いつめています。

今日の法廷は耕作権裁判。市東さんが耕す畑の一部を、NAAが「不法耕作」と決めつけて明け渡しを請求した裁判です。

しかし、NAAが市東さんとの契約畑だと主張する「南台41-9」は、市東さんが旧地主(藤崎政吉氏)とのあいだで契約した場所と違っていています。契約畑は、「不法耕作」とされる畑の中にあるのです。

今日の法廷は、NAAがこの主張の根拠とする、ズサンな「藤崎メモ」の徹底追及です。(裏面に「藤崎メモ」と解説)

### ●売買当時、本店所在地は東京

さらに、つぎのことが争点になります。

ひとつは、そもそもNAAは農地法6条に違反していた事実です。

市東さんに無断で旧地主から畑を買収した1988年当時、空港公団の本店は東京にありました。これは公団がまぎれもなく不在地主だったことを意味します。

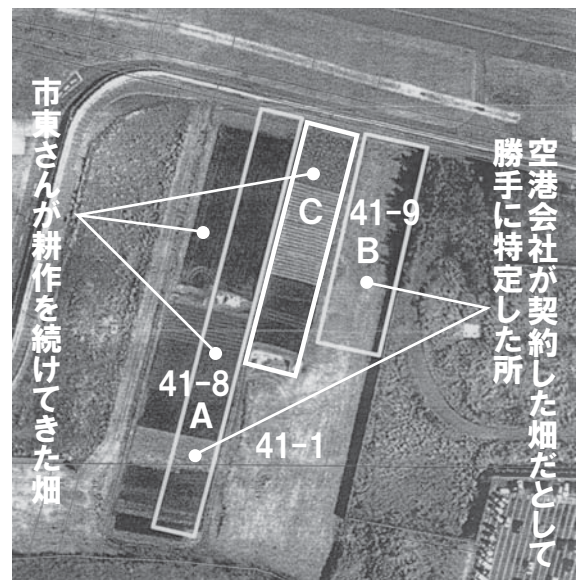
成田市で小作地を所有する資格のないNAAには、とうぜん南台の畑の明け渡しを求める権利などないのです。この主張は、昨年から新たに始まった農地法裁判でも追及している根本的な問題です。

### ●青柳鑑定書で無効を証明

いまひとつは、NAAが一貫して使ってきた測量図は証拠価値がないという、これも

NAAの主張を根底から揺るがす問題です。

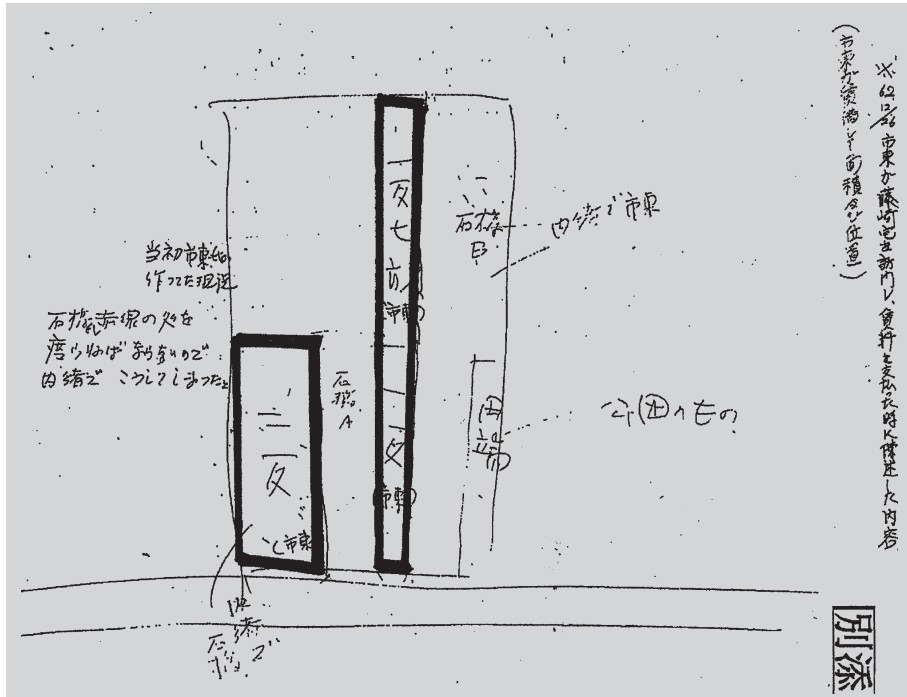
実測によって作成した「青柳鑑定書」を基に、弁護団が南台の畑を調べた結果、NAAが使用してきた図面は、1965年当時、収用裁決に用いられた土地の利用現況にもとづいて作成されたものであることが判明しました。土地の権利主張の土台としての公法上の境界を明らかにするものではありません。しかも証拠提出されている図面にある測量結果はすべて実測ではなく航空写真によるものです。



航空写真による位置の特定図。NAAが白く囲って特定してきた耕作地(A、B)は、畑の現況や法務局の公図とまったく違っていている。境界確認のための立ち会いは行われていないし、杭も打たれていない。

B(41-9)の場所は石橋政次氏の耕作地。このことは藤崎氏が84年に作成した地積測量図からも明らか。市東さんは一度も耕したことがない。市東さんの契約畑はAとC。現在耕しているところは、すべて市東さんの正当な耕作地だ。

# 空港会社の釈明ちぐはぐ



これが手書きの藤崎メモ。NAAは「赤が褪色して黄色（橙色）になったと、いかげんな弁解に終始。赤はこの図では黒の太線部分だが、メモの中途とちぐはぐ、意味不明だ（表の写真と天地が逆）

※この図は市東が藤崎宅を訪問し、資料を求めた時に撮影した内容（市東が藤崎宅を訪問した際の位置）

市東さんの契約地は元々、現在耕作している「南台41-8」とその隣接地でした（1面図のAC）。このことは当時、反対同盟法対部の元永修二さんが市東東市さん本人から聴取した報告書や、石橋政次氏の妹・関根とめさんの証言から明らかになっています。

## ●84年地積測量図では石橋畑

ではなぜ、NAAは「41-9」という石橋政次氏が借りていた畑を契約地であるなど主張しているのでしょうか？ その根拠が「藤崎メモ」なのです。

しかし「藤崎メモ」は見るからにズサンです。図とそのなかの書き込みは藤崎氏自身が描いたものです。市東さんからの「聞き書き」だと主張していますが、市東さんが関与した跡はありません。元永氏が同じ頃に聴取した内容と矛盾しています。なによりも、藤崎氏自身が1984年に作成した地積測量図では、「41-9」が石橋政次氏の借地とされているのです。

## ●釈明矛盾だらけ、ちんぷんかんぷん

細々と書き込まれている記述は、むしろNAAの言う「2回転貸」を裏付けるものではありません。「2回転貸」の理由とされる「赤線」は離れた2つの畑を囲んでいて「渡らねばならなかったので内緒でこうしてしまった」とも矛盾します。この矛盾した図は1回きりの転貸を表していると考えられます。

NAAは「藤崎メモ」に関する証人申請をしないと説明しています。これ以上のボロが出るのを恐れているからです。

市東さんの農地裁判とは……  
農地と農民の権利を守る裁判です

●市東さんの農地裁判とは、成田空港会社（NAA）による農地取り上げと闘う裁判です。本件を含め3つの裁判が闘われています。

●裁判になっている畑は、成田市の専業農家・市東孝雄さんの祖父が開墾してから、90年間耕作してきた畑です。NAAは1988年に畑の底地を旧地主から違法に買収しましたが、今になって突然、農地法を乱用した違法手続きで取り上げようとしています。

他方で、畑の一部を「不法耕作」と決めつけて不当に明け渡しを求めてきました（本件、耕作権裁判）。

●戦後の農地改革を引きつぎ、耕作者の権利を守るために制定された農地法を乱用して、農地を取り上げる事態は常識では考えられません。

この問題は、いま激しく進行する農業つぶしや農地法改悪と一体です。成田空港をめぐる土地収用法の失効問題もあり、改憲攻撃といっしょの動きです。

【解説】